佐世保市競争入札参加資格審査申請等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「自治令」という。）第１６７条の５第１項及び佐世保市財務規則（昭和４４年規則第９号。以下「規則」という。）第１３６条に基づき、競争入札参加者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、参加資格の審査申請（以下「参加申請」という。）、資格審査及び入札参加資格者名簿の作成等に関する必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　建設工事　佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する要綱（以下「建設工事等契約事務要綱」という。）第２条第１号に定めるものをいう。

⑵　建設コンサルタント　建設工事等契約事務要綱第２条第２号に定めるものをいう。

⑶　物品　佐世保市物品の購入、修理及び印刷物の製造の契約事務に関する要綱（以下「物品等契約事務要綱」という。）第２条第１号に定めるものをいう。

⑷　印刷物の製造　物品等契約事務要綱第２条第２号に定めるものをいう。

⑸　業務委託　佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱（以下「業務委託基幹要綱」という。）第３条第２項に定めるものをいう。

（入札参加対象の工種及び営業種目）

第３条　入札参加対象の工種及び営業種目は、別表１に掲げるとおりとする。

（入札参加資格）

第４条　競争入札に参加する者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

⑴　自治令第１６７条の４第１項に該当しない者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）及び同条第２項に該当しない者であること

⑵　営業に関して、許可、認可、登録（以下「許可等」という。）を必要とする場合は、当該許可等を受けていること

⑶　市内に本店、営業所がある業者は、市税の全税目及び国民健康保険税（市内に本店、営業所がない業者は、法人税）を滞納していないこと

⑷　消費税及び地方消費税を滞納していないこと

⑸　会社更生法（平成１４年１２月１３日法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること（ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後に次条第１項に規定する手続きがなされた者を除く。）

２　建設工事の競争入札に参加する者にあっては、次に掲げる要件を備えていなければならない。

⑴　入札に参加しようとする工種に関して建設業法第２７条の２３の規定による経営事項審査を受け、かつ建設業法第２７条の２７の規定による審査結果の通知を受けていること。なお、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者にあっては、手続き開始の決定後に経営事項審査を受け、審査結果の通知を受けていること。また、許可行政庁から総合評定値（Ｐ）を取得していること。

⑵　前号の経営事項審査の審査項目の中の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」について、いずれも「無」に該当しない者であること

３　物品及び印刷物の製造並びに業務委託（以下「物品等」という。）の競争入札に参加する者にあっては、次条に定める申請月の翌月１日現在において創業又は法人の設立から１年を経過していなければならない。ただし、第１２条各号の規定により営業又は事業を承継した者については、被承継者の事業継続期間を通算することができる。

（入札参加資格の申請）

第５条　競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて申請しなければならない。

２　申請書の提出時期は、３月を除く各月の祝日を除く第２月曜日からその週の

金曜日までとする。

３　建設コンサルタント業務の定期受付については、西暦の奇数年度における市が指定する期間とする。

４　物品等の参加申請にあたっては、別に定める営業種目一覧の分類についてそれぞれ３種目まで申請することができるものとする。

（入札参加資格の審査）

第６条　第４条に規定する入札参加資格については、第５条第１項の提出書類により審査するものとする。

（等級区分の格付け）

第７条　参加資格の登録にあたっては、建設工事にあっては建設工事等契約事務要綱、印刷の製造にあっては物品等契約事務要綱並びに業務委託にあたっては業務委託基幹要綱に定める基準に基づき、各等級へ格付けを行うものとする。

（入札参加資格の認定及び入札参加資格者名簿への登録）

第８条　資格審査の結果については、書面により申請者に通知する。

２　市長は、入札参加資格を認定したときは、入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録し、これを公表するものとする。

３　名簿登録日は、毎年度４月１日とする。ただし、４月１日以降に参加申請をした業者の名簿登録日は、申請をした翌月の１日とする。

（入札参加資格の有効期間）

第９条　入札参加資格の有効期間は、次の各号のとおりとする。

⑴　建設工事　名簿登録日から、経営事項審査の審査基準日の２年後まで

⑵　建設コンサルタント業務　名簿登録日の属する年度が西暦の偶数年度である場合は、翌年度末の３月３１日までとし、名簿登録日の属する年度が西暦の奇数年度である場合は、当年度末の３月３１日まで

⑶　物品等　名簿登録日から、当年度末の３月３１日まで

２　名簿（建設コンサルタント業務を除く。）に登録された者で、有効期間中に本市が指定した書類（以下「更新書類」という。）を提出した者については、次の各号のとおり有効期間を延長するものとする。

⑴　建設工事　新たに提出された経営事項審査の審査基準日の２年後まで

⑵　物品等　翌年度末の３月３１日まで

（入札参加資格の停止）

第１０条　建設工事の名簿に登録された者で、経営事項審査の審査基準日から１年７か月を経過するまでに更新書類を提出しない者は、当該入札参加資格を停止するものとする。

２　建設コンサルタント業務の名簿に登録された者で、西暦の偶数年度における市が指定する期間に更新書類を提出しない者は、有効期間内であっても次年度の当該入札参加資格を停止する。

３　物品等の名簿に登録された者で、西暦の奇数年度における市が指定する期間に更新書類を提出しない者は、次年度の当該入札参加資格を停止するものとする。

４　前３項の場合において、入札参加資格を停止した場合は、指名を回避するものとする。ただし、入札参加資格が取り消されるまでの間に更新書類が提出されたときは、当該提出日から入札参加資格を有するものとして取り扱うこととする。

（申請事項等の変更）

第１１条　名簿に登録された者は、入札参加資格の申請事項に変更があったときは、すみやかに変更届と関係書類を添付して、市長に届け出なければならない。

２　物品等にかかる営業種目の変更（次項の規定による営業種目の追加を除く。）については、毎年度市長が指定する期間に申し出るものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

３　物品等の営業種目に追加がある場合は、随時申し出ることができる。ただし、別に定める営業種目一覧の分類ごとに、既に登録されている営業種目と合わせて３種目を超えることはできない。

４　第２項の規定による営業種目の変更は、翌年度から適用する。ただし、前項の規定による営業種目の追加は、その申出日の属する月の翌月１日から適用する。

（登録の承継）

第１２条　次の各号により営業又は事業を承継した者は、承継前の入札参加資格を有する者から当該承継人が引き継いだものとみなし、すみやかに前条第１項に定める手続きを行わなければならない。

⑴　個人事業者が死亡した場合におけるその相続人
⑵　病気、老齢等により営業に従事できなくなった個人事業者の営業権を承継したその配偶者、２親等以内の親族又は生計を一にする同居の親族
⑶　会社が解散し、会社の代表者がその事業を譲り受け個人事業者となった場合におけるその個人事業者
⑷　個人事業者が法人を設立した場合におけるその法人
⑸　法人が合併した場合における合併後存続する法人又は合併により設立する法人
⑹　法人が分割した場合における事業を承継する既存の法人又は設立する法人
⑺　法人が事業を譲渡した場合における当該事業の譲渡を受けた法人又は個人事業者
⑻　その他市長が前各号に類すると認める場合における当該営業又は事業の譲渡を受けた個人事業者又は法人

（入札参加資格の取下げ）

第１３条　名簿に登録された者が、次に掲げる事項に該当したときは、すみやかに入札参加資格の取下げの届出をしなければならない。
⑴　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の各号のいずれかに該当したとき
⑵　営業の全部又は一部を廃業したとき
⑶　営業に必要な許可等を有しなくなったとき
⑷　その他、以後の入札への参加を辞退するとき

２　市長は、前項の届出があった場合には、必要に応じ、入札参加資格の全部または一部を取り消すものとする。

３　前項の規定により入札参加資格を取り消した場合、当該有資格者の有効期間内での再度の申請は原則的にこれを認めないものとする。

（入札参加資格の取消し等）

第１４条　市長は、名簿に登録された者が、次に掲げるいずれかの事項に該当することとなったときは、必要に応じ、入札参加資格の認定を取り消すことができる。ただし、認定を取り消すにあたって、当該取消事由が本市が行う指名停止措置に該当する場合にあっては、その措置を行った上で、認定を取り消すものとする。
⑴　申請において虚偽の申請をしたことが明らかになったとき

⑵　地方自治法施行令第１６７条の４第１項又は第２項の各号のいずれかに該当することが明らかになったとき

⑶　営業の全部又は一部を廃業したことが明らかになったとき

⑷　名簿に登載された工種及び営業種目に係る必要な許可・免許・登録等を有しなくなったことが明らかになったとき

⑸　競争入札に参加しようとする契約に必要な資格である許可等を欠くこととなったことを知りながら、当該競争入札に参加し、又は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号に規定する見積に応じ、若しくは同項第２号及び第５号から第９号までに規定する随意契約の相手方となったことが明らかになり、市長が極めて悪質であると認めたとき

⑹　第１０条各項により入札参加資格が停止となった者が次に該当したとき

ア　建設工事については、経営事項審査の審査基準日から２年を経過したとき

イ　建設コンサルタント業務については、有効期間満了のとき

ウ　物品等については、西暦の偶数年度における４月１日から市が指定する業者登録の更新期限までに更新書類を提出しないまま有効期間満了を迎えたとき

⑺　物品等の名簿に登録された者で、西暦の偶数年度における市が指定する期間に更新書類を提出しなかったとき

２　市長は、前項第１号から第５号の規定に基づき参加資格を取り消したときは、遅滞なく当該有資格者に通知するものとする。

３　第１項第１号から第５号の規定に基づき、入札参加資格の取消しを受けた者は、次の各号に定める期間、新たに入札参加資格の申請を行うことができないものとする。

⑴　第１項第１号及び第２号（地方自治法施行令第１６７条の４第１項に該当することが明らかになったときを除く。）又は同項第５号の規定による取消し　入札参加資格の取消しをした日から２年間

⑵　第１項第３号及び第４号による取消し　入札参加資格の取消しをした日から１年間

⑶　前各号にかかわらず、市長が特に認めたときは入札参加資格の取消しをした日から３年間とすることができる。

（その他）

第１５条　前条第１項の規定に基づき、入札参加資格の全部を取り消された者による次回の申請は、新規の申請として取り扱うものとする

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年３月１０日から施行する。

２　改正後の規定は、令和７年度以後に締結する契約について適用し、令和６年度以前に締結した契約については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和８年３月３日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和８年１０月１９日から施行する。ただし、第１１条第２項の改正規定、同条第３項にただし書を加える改正規定及び同条同項を第４項とし、同条第２項の次に１項を加える改正規定は、令和９年４月１日から施行する。

別表１－１（建設工事）

1	土木一式工事	16	ガラス工事
2	建築一式工事	17	塗装工事
3	大工工事	18	防水工事
4	左官工事	19	内装仕上工事
5	とび・土工・コンクリート工事	20	機械器具設置工事
6	石工事	21	熱絶縁工事
7	屋根工事	22	電気通信工事
8	電気工事	23	造園工事
9	管工事	24	さく井工事
10	タイル・レンガ・ブロック工事	25	建具工事
11	鋼構造物工事	26	水道施設工事
12	鉄筋工事	27	消防施設工事
13	舗装工事	28	清掃施設工事
14	しゅんせつ工事	29	解体
15	板金工事		

別表１－２（建設コンサルタント業務）

1	測量	4	建築関係建設コンサルタント
2	地質調査	5	補償コンサルタント
3	土木関係建設コンサルタント		

別表１－３（物品）

1	医療機器	26	水産用品
2	衣料・寝具	27	水道資材
3	医療用薬品	28	スポーツ用品
4	印刷（連続帳票以外）	29	石油・プロパンガス
5	印刷（連続帳票）	30	染物
6	印章・ゴム印	31	地図印刷
7	ＯＡ機器	32	茶
8	家具・建具	33	厨房機器
9	ガス機器	34	通信機器
10	楽器・ＣＤ	35	鉄工制作
11	写真	36	電気
12	看板	37	特殊印刷
13	機械・金物	38	図書・新聞
14	贈答品	39	塗装用品
15	教材・保育用品	40	日用品・雑貨
16	計測量機	41	農機具
17	建設・土木資材	42	農業用薬品
18	工業用薬品	43	花
19	自動車購入・売却	44	福祉用品
20	自動車修理	45	不用品売却（金属、古紙）
21	室内装飾	46	不用品売却（金属、古紙以外）
22	事務機器	47	文房具・紙製品
23	種子、植木、肥料、飼料、間伐材売却	48	理学機器
24	食料品	49	機器等リース
25	消防・防災用品	50	その他

別表１－４（業務委託）

1	清掃業務	12	システム開発、システム機器等保守管理等業務
2	警備業務	13	イベント開催・会場等設営業務
3	害虫駆除業務、消毒業務	14	運送業務（廃棄物関係は除く）
4	施設等運転管理業務（指定管理者は除く）	15	データ入力業務
5	消防用設備保守点検業務	16	調査業務
6	ボイラー保守点検業務	17	不動産鑑定業務・土地家屋調査業務
7	電気設備保守点検業務	18	廃棄物
8	機械（機器）設備点検保守業務	19	除草業務
9	空調機器点検業務	20	洗濯・クリーニング業務
10	各種測定・検査業務	21	その他の業務
11	デザイン・編集等業務	22	水道局業務

様式１（第１４条関係）

第　　号
年　　月　　日

商号又は名称
代表者氏名　　様

佐世保市長　　印

競争入札参加資格の取消について（通知）

下記のとおり佐世保市競争入札参加資格審査申請等に関する要綱第１４条の規定に基づき、競争入札参加資格を取消し、※1〇年度競争入札有資格者名簿から削除したので通知します。

なお、取消をした日から※2〇年を経過するまでの期間，競争入札参加資格審査申請は受付できませんので申し添えます。

記

１　競争入札参加資格を取消した申請区分
例）建設工事、建設コンサルタント業務

２　取消した理由
例）営業の全部を廃業した為、佐世保市競争入札参加資格審査申請等に関する要綱第１４条第１項第３号の規定により取り消すもの

３　取消年月日
例）令和〇年〇月〇日

※1 取消す有資格者名簿の年度を記載すること
※2 要綱第１４条第３項に規定する期間を記載すること